

災害時医療体制検討委員会報告書（概要版）

1 災害時医療救護体制の充実について

(1) 医療救護班の体制の整理

DMAT 等の医療救護班は、医療対策本部を經由し、主に①現場応急救護所、②応急救護センター内の応急救護所、③避難所応急救護所及び巡回診療、④医療機関支援、⑤広域搬送で医療救護活動を実施する。

医療救護班ごとの発災後の時間経過による主な活動場所を明確にした。

※DMAT（Disaster Medical Assistance Team）

医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム

(2) 患者フロー図の整理

患者の傷病程度に応じた診療提供場所を明確にした。

- ・ 軽 症→応急救護所・診療可能な医療機関
- ・ 中等症→救急告示医療機関・二次救急医療機関
- ・ 重 症→災害時基幹病院・災害拠点病院

(3) 医療救護班マニュアルの作成

札幌市に派遣される医療救護班が、標準化され、**他のチームや関係機関と連携した活動が行えることを目的に作成した。**

(4) 災害医療体制シミュレーション

札幌市地域防災計画で想定している地震による被害想定を用い、**札幌市が被災した場合の医療機関への患者分布予想などを行った。**

2 札幌市災害時基幹病院の見直しについて

検討委員会の議論を踏まえ、以下の4施設を新たに災害時基幹病院に指定し、災害時基幹病院を12施設→**16施設**とした。

- ・札幌徳洲会病院（厚別区）
- ・KKR札幌医療センター（豊平区）
- ・自衛隊札幌病院（南区）
- ・北海道大野記念病院（西区）

【いずれの施設も平成31年1月23日付けで指定】

※札幌市災害時基幹病院

札幌市消防局等の行政機関及び他の医療機関の収容要請に基づき搬送されてくる重症傷病者に対し、収容能力に応じ可能な限り重症傷病者の受け入れを行うとともに、緊急手術等の必要な医療を提供することを役割としている。主に他の医療機関または避難所等から重症傷病者の受け入れを行う。

3 北海道胆振東部地震の対応状況について

(1) 札幌市の対応について

- ・札幌市医療対策本部の設置
- ・医療機関の被災状況等に関する情報収集
- ・医療機関への燃料供給・電源車配置・食糧供給の調整
- ・人工透析医療機関への連絡調整

(2) 課題（委員意見等）

- ・医療機関に関する情報提供方法の見直しが必要
- ・人工呼吸器患者等に関する情報の共有が必要

4 今後の取り組みについて（課題整理）

- (1) 医療機関における非常用自家発電設備等の整備
- (2) 医療機関との情報伝達及びEMIS入力訓練等の実施
- (3) 災害時基幹病院との連絡協議会の開始
- (4) 災害時の医療機関に関する情報提供方法の見直し
- (5) 透析患者への対応
- (6) 災害時の地域における人工呼吸器患者等の支援に関する検討

※EMIS（Emergency Medical Information System）

- ・災害時に都道府県を越えて、災害医療情報をインターネット上で共有し、被災地域での適切な医療・救護にかかわる情報を集約・提供する、厚生労働省が運営しているシステム。
- ・各医療機関が被災情報を入力することにより、医療機関と行政、関係機関とで、病院被害情報、患者受け入れ情報、病院のキャパシティ、DMATの活動状況などが情報共有される。